

請願・陳情參考資料

平成30年6月15日

危機管理局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年-11号 (30.6.11)	危機管理局	中国電力による島根原発3号機の適合性審査申請について えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）	○鳥取県、米子市及び境港市が中国電力と締結している安全協定において、鳥取県等は実質的な事前了解権を有するとともに、中国電力から安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行う旨を文書（平成25年及び平成27年）で確認しており、実質的には立地自治体と同等の協定となっている。 ○安全協定を締結してからこれまでのところ、中国電力では立地自治体と同等の対応がなされている。 ○しかしながら、立地自治体の安全協定では事前了解、本県側の安全協定では事前報告と文言の差があることは、県民に中国電力の対応に差が生じるのではないかと懸念を与えるおそれがあるため、これまでも中国電力に対して立地自治体と同内容の協定に改定するよう、度重ね申し入れをしてきている。 ○また、国に対しても、安全協定を立地自治体と同じ内容に迅速に見直すことについて中国電力を指導するよう要望している。

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年-12号 (30.6.11)	危機管理局	島根原発3号機の適合性申請に関して中国電力に事前了解権を求め、慎重な議論を行うことについて 脱原発しよいやinとっとり	○鳥取県、米子市及び境港市が中国電力と締結している安全協定において、鳥取県等は実質的な事前了解権を有するとともに、中国電力から安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行う旨を文書（平成25年及び平成27年）で確認しており、実質的には立地自治体と同等の協定となっている。 ○安全協定を締結してからこれまでのところ、中国電力では立地自治体と同等の対応がなされている。 ○しかしながら、立地自治体の安全協定では事前了解、本県側の安全協定では事前報告と文言の差があることは、県民に中国電力の対応に差が生じるのではないかと懸念を与えるおそれがあるため、これまでも中国電力に対して立地自治体と同内容の協定に改定するよう、度重ね申し入れをしてきている。 ○また、国に対しても、安全協定を立地自治体と同じ内容に迅速に見直すことについて中国電力を指導するよう要望している。

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年-13号 (30.6.12)	危機管理局	島根原発3号機の適合性審査申請に関し県民の意見聴取と熟議を求めることについて 市民エネルギーとっとり	○原子力発電所の稼働を含め、エネルギーの安定確保のため、どのようなエネルギー需給構造を構築するかは、エネルギー政策として国が責任を持って判断すべきものであり、原子力発電所の運転等についても、国が安全を第一義としてエネルギーの需給構造に基づき責任を持って判断すべきものである。 ○しかしながら、県は県の責務として県民の健康と安全を守る立場にあることから、この度の3号機の新規制基準適合性審査申請に係る事前報告への回答に当たっても、安全性の確認は厳格に行う必要がある。 ○このため、事前報告への回答は、住民への説明、共同検証チームの検証、原子力安全顧問の意見聴取を経て、安全を第一義に米子市長及び境港市長と協議し、県議会と相談した上で行うことになると考えている。 ○関連情報の公開、透明性の確保を図りながら、住民の代表である議会の意見を聞くのはもちろんのこと、住民の皆さんや多様な主体からの意見をしっかり聞くこととしている。このため、住民の関心と理解が深まるように住民説明会等で丁寧でわかりやすい説明を行うよう中国電力に申入れをしている。

陳情（新規）

原子力安全対策課

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年-15号 (30.6.11)	危機管理局	中国電力による島根原発3号機の適合性申請に関して、安易・拙速に事前了解しないことについて とっとり東北県人会	○我が国の原子力法制上、原子力発電所の運転をはじめとした原子力安全規制の権限は国が一元的に有しているため、原子力発電所の運転等については、国が安全を第一義としてエネルギーの需給構造に基づき適切に判断すべきものである。 ○しかしながら、県は県の責務として県民の健康と安全を守る立場にあることから、この度の3号機の新規制基準適合性審査申請に係る事前報告への回答に当たっても、安全性の確認は厳格に行う必要がある。 ○このため、事前報告への回答は、住民への説明、共同検証チームの検証、原子力安全顧問の意見聴取を経て、安全を第一義に米子市長及び境港市長と協議し、県議会と相談した上で行うことになると考えている。 ○関連情報の公開、透明性の確保を図りながら、住民の代表である議会の意見を聞くのはもちろんのこと、住民の皆さんや多様な主体からの意見をしっかり聞くこととしている。このため、住民の関心と理解が深まるように住民説明会等で丁寧でわかりやすい説明を行うよう中国電力に申入れをしている。

正 誤 表

2 頁（30 年－12 関係） 「件名及び提出者」欄

誤	正
島根原発 3 号機の <u>適合性</u> 申請に関して中国電力に事前了解権を求め、慎重な議論を行うことについて	島根原発 3 号機の <u>適合性審査</u> 申請に関して中国電力に事前了解権を求め、慎重な議論を行うことについて

4 頁（30 年－15 関係） 「件名及び提出者」欄

誤	正
中国電力による島根原発 3 号機の <u>適合性</u> 申請に関して、安易・拙速に事前了解しないことについて	中国電力による島根原発 3 号機の <u>適合性審査</u> 申請に関して、安易・拙速に事前了解しないことについて